

資料1 進捗状況・計画報告書

基本目標1 地域福祉意識の醸成と交流の推進

基本施策（1）地域福祉に関する意識の醸成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①地域福祉に関する情報発信	社協	1	社協の機関紙として「社協だより」を全戸に配布し、福祉情報を提供します。また、リアルタイムな情報発信を行うため、若者や子育て世代が抵抗なく使えるSNS（Facebook、Twitter等）を活用した運用について検討を行います。	○社協だよりの発行 ○ウェブサイトの運営 ○SNSを使った情報発信の検討を行います。	○社協だより年4回発行 ○ウェブサイト年間120回以上更新 ○SNS(X)年間100回以上投稿	○社協だより年4回発行 ○ウェブサイト年間54回更新 ○SNS(X)年間144回投稿	社協だよりの全戸配布終了に伴い、社協のことや福祉に関する情報発信のあり方及び現在の発信媒体（ホームページ・X）以外の方法を検討する。	○全戸配布ができなくなるため、関係機関や地域に出向く際に福祉の情報を提供できる社協だよりを発行する。
	地域福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	■福祉総務係 ウェブサイト・SNS・リーフレット等を用いて、地域福祉に関する情報発信を行う。 広報こさいに、民生委員、保護司・更生保護女性会の特集記事を掲載する。	■福祉総務係 ウェブサイトに、民生委員、人権擁護委員、保護司、更生保護女性会の紹介ページを作成した。 広報こさいに民生委員、保護司・更生保護女性会の特集記事を掲載した。	■福祉総務係 幅広い世代に情報を届けるため、様々な媒体を用いて広報を行う。	■福祉総務係 ウェブサイト・SNS・リーフレット等を用いて、民生委員、保護司・更生保護女性会、人権擁護委員等、地域福祉に関する情報発信を行う。
	高齢者福祉課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	各種広報・メディアを活用した地域福祉情報の提供。	各種広報・メディアを活用して情報を提供した。	SNSを活用した情報提供とICT機器操作支援。	各種広報・メディアを活用した情報提供。
	こども未来課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	のびりん通信の発行とウェブサイやLINEでの子育て情報の発信を充実する。	のびりん通信の発行とウェブサイトやLINEでの子育て情報の発信を実施。健診や教室等のLINEの配信を毎月実施。	【子育て応援係】誕生月ごとのグループで各種教室や健診のお知らせをLINEで配信し、教室では予約フォームにつなげることで参加者の人数を事前に把握することができている。電話予約ではないため参加予定者が空いた時間で予約をすることもできる。今後も継続をしていく【支援センター】通信を毎月発行し、子育て情報を提供した。	ウェブサイトやLINEでの子育て情報の発信を充実する。 また、子育て支援団体等の広報誌を子育て支援センター管内に掲示し、子育て世代に周知する。
	スポーツ・生涯学習課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	イベント時に日本赤十字社のリーフレットを配架する。	イベント時に参加者に向けてチラシを配架した。	今後も継続する。	イベント時に日本赤十字社の啓発物等を配架する。
	市民課	2	広報誌やウェブサイト、SNS等様々な媒体を用いて地域福祉活動やボランティアに関する情報を地域住民に提供することで、地域福祉に関する意識を高めます。	○広報誌・新聞・ウェブサイト・SNS・リーフレット等による地域福祉情報の提供	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に掲載した。また、当該広報紙をウェブサイト、SNSにより発信した。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉情報を掲載することを継続していきたい。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙に地域福祉に関する情報を掲載する。
②イベント等の開催	社協	3	福祉に対する尽力者を顕彰するとともに福祉講演会の開催等により、地域づくりについて考える機会を設け、福祉活動への参加促進を図ります。	○社会福祉大会、ふれあい広場の開催	○福祉大会を通して、広く市民へ福祉意識の啓発活動に取り組む。	○福祉大会を通して、広く市民へ福祉意識の啓発活動に取り組んだ。	○もともと興味関心がある人だけでなく、興味関心がなかった方に興味関心をもってもらえるよう、巻き込めるものを検討する。	○広く市民に関心をもって参加していただける会にする。
	スポーツ・生涯学習課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	2023年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。	イベント時に主催者が設立したNPO法人のPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	2024年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
	地域福祉課	4	地域住民が地域福祉に関する正しい理解を得られるようなイベントや講座等を充実させます。	○イベントにおける地域福祉関係団体の参加、交流機会の創出	■福祉総務係 年齢に応じた人権教室プログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。	■福祉総務係 中学1年生を対象とした新プログラム「豊かな関係づくりプログラム」の実践。 年齢に応じた啓発品を人権教室参加者に配布した。	■福祉総務係 年代に応じた新プログラムを検討する。	■福祉総務係 年齢に応じた人権プログラムの作成や啓発品の選定により、人権に関する意識を醸成する。
③学習機会の提供	社協	5	職員による出前講座を開催し、社協事業の理解や地域福祉活動に対する理解と参加促進を図ります。	社協出前講座（こふくちゃん講座）の開催	○受講者数1,355人	○受講者数2,464人	○学校からの福祉体験の依頼があり、前年度を大きく上回る結果となった。また、ふれあいいきいきサロンでレクリエーション講座を実施し、地域福祉活動の向上に努めた。	○受講者数目標1,360人
④交流を通じた実践的な福祉教育	社協	6	市内全14校を福祉教育実践校に指定し、将来を担う児童・生徒に、地域福祉に関する意識の醸成を図るとともに、地域との交流を図ります。	○福祉教育実践校での福祉教育	○年3回（5.9.3月）福祉教育実践校連絡会を開催予定	○年3回（5.9.3月）福祉教育実践校連絡会を開催	○実践校では高齢者疑似体験や車いす体験などの福祉体験、幼稚園や特別支援学校との交流活動、福祉に関する講話、野菜作りなどを通じた地域交流などを実施した。	○年3回（5.9.3月）福祉教育実践校連絡会を開催予定
	地域福祉課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○市内小中学校等での人権教室等の実施	■福祉総務係 市内小中学校等で人権教室を実施。 広報や啓発活動を実施し、地域福祉に関する意識の醸成を図る。	■福祉総務係 市内保育園、幼稚園、こども園、小中学校及び更生保護女性会にて人権教室を実施した。	■福祉総務係 人権教室を12回実施した。 人権教室の対象をより幅広い年代に展開する必要がある。	■福祉総務係 市内小中学校等で人権教室を実施。 高齢者施設を対象とした人権教室のプログラムを検討する。
	スポーツ・生涯学習課	7	学校や地域と連携し、多様な交流機会を創出・充実させることで、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。	○地域住民がボランティアとして学校活動を支援する「学校支援地域本部」の設置 ○「わくわく子ども教室」の開催 ○「明湖会」「子ども会」等による世代間交流	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ1万人の地域住民のボランティア参画を図る。	わくわく子ども教室や学校支援地域本部によって学校や地域と連携し、延べ1万人の地域住民がボランティアに参画された。	わくわく子ども教室の運営や登下校の見守りなど、地域住民による様々なボランティアの参画があった。今後も継続する。	わくわく子ども教室の開催、学校支援地域本部の設置によって、延べ1万人の地域住民のボランティア参画を図る。

基本施策(2) 地域における交流活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①日常的なつながり促進	危機管理課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○防犯まちづくり会議によるあいさつ運動の実施	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。	4月9日、1月7日は実施 9月2日は台風10号の影響により中止	生徒の登校日に合わせて、あいさつ運動を継続して実施する。	年に3回、主に始業式の翌日に実施する。
	スポーツ・生涯学習課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○学校・子ども会・青少年補導員による、県主催「地域の青少年声掛け運動」の推進	市民に伝わる方法で声掛け運動について広く周知する。	県主催の「青少年の声掛け運動」の趣旨を青少年補導員に説明し、48人の賛同を得た。	声掛けにより青少年の健やかな成長を支援するため、県下一斉補導の際、「青少年の声掛け運動」の趣旨を新任補導員に説明し、理解を得た。今後は、青少年補導員の全体会議等において、運動の必要性について幅広く説明していく。	全体会議や代表者会議を通して「青少年の声掛け運動」についての理解を深めていただき、青少年補導活動によって青少年が安心して成長できる環境をつくる。
	学校教育課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○各学校の児童・生徒、教職員によるあいさつ運動の実施	各校であいさつ運動を実施する。児童・生徒によるあいさつ運動や教職員が正門などであいさつ運動を実施する。	各校、生徒会・児童会活動を中心に、児童・生徒、教職員によるあいさつ運動を実施した。	引き続き、あいさつ運動を実施することが可能。	各校において、児童・生徒、教職員によるあいさつ運動を実施する。
	地域福祉課	8	学校や地域団体、ボランティア団体等と協力し、あいさつ運動を推進します。	○保護司会、更生保護女性会のあいさつ運動の活動支援	■福祉総務係 継続して挨拶運動を行う。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会のあいさつ運動の活動を支援した。	■福祉総務係 【保護司会】防犯まちづくり会議主催の、小中学校校門付近でのあいさつ運動に参加。 【更生保護女性会・保護司会】中学校(毎月1日)、小学校(毎月15日)でのあいさつ運動を主催。	■福祉総務係 継続してあいさつ運動を行う。
②多様な居場所づくり	社協	9	地区社協が中心となって、地域の人たちが楽しく交流しながら仲間づくりや生きがいづくりを行うことにより、地域からの孤立、心身の機能の低下を防ぐとともに、地域のつながりを深めます。	○ふれあい・いきいきサロンへの助成金の支給等による支援	○43地区開催、参加総人数9,800人、回数225回	○42地区開催、参加総人数10,798人、回数250回	新型コロナウイルスが落ち着いたことで前年度と比べて回数、人数共に増加した。地域の高齢者がより参加しやすいようにするためにはどうすればよいのかを地区社会福祉協議会と連携しながら検討する。	○43地区開催、参加総人数1,0800人、回数250回
	社協	10	高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、健康体操リーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して「健康体操教室」を開設します。	○健康体操教室の開催 ○健康体操リーダーの養成講座の開催 ○リーダースキルアップ研修の開催	○健康体操リーダー養成講座を年2回開催予定	○市内34か所で月に1回健康体操教室を開催 ○7月2日、11月30日に健康体操リーダー養成講座を開催 32人修了	地域で生活する高齢者が心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう、地域の中で健康体操教室を運営するリーダーを養成し、身体機能の維持向上を目指して、健康体操教室を行う。	○健康体操リーダー養成講座を年2回開催予定
	社協	11	地域住民が主体となり、介護・認知症・ひきこもりの予防、子どもの貧困連鎖防止等、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行います。また、居場所の実践者同士の情報共有の場としてネットワーク化を図ります。	○地域の居場所開設支援について講演会の開催 ○地域の居場所開設補助金の支給等による支援	○開設準備の助成金を従来の10,000円から30,000円に増額し、新たな居場所開設につなげる	○新規居場所開設0か所	地域住民が主体となり、介護・認知症・引きこもり予防、子どもの貧困連鎖など、誰でも気軽に立ち寄れる、地域の居場所開設支援を行う。	○地域の居場所開設支援のみならず、既存の居場所の活動の充実化も支援していく。
	高齢者福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援をした。	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。	地域の通いの場「いきいきサロン」にて交流事業の実施と活動費等支援。
	地域福祉課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○地域活動への主体的な参加のための権利意識・参加意識の醸成	○障害福祉係 ボランティア団体への働きかけを社協と協議する。	○障害福祉係 実績なし	○障害福祉係 当事者同士の交流は、できているが、他との交流については、ボランティア団体同士をつなぐ調整役が必要。	○障害福祉係 ・つなぎ役を社協にできないかを働きかける。 ・交流が見込めそうな団体のピックアップをする。
	R6 幼児教育課 R7 保育幼稚園課	12	障がい者や高齢者との交流、世代間交流を促進することで、地域で助け合いながら暮らしていくための理解を深めます。	○幼稚園等への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施	各園で行事などに祖父母や高齢者を招いたり、施設に訪問したりすることを計画し、地域の方たちとの交流を深めていく。	園への招待や施設へ出向き、祖父母や地域の高齢者、老人クラブ等との交流を実施 保育園5園・認定こども園7園：20回 幼稚園2園：9回	継続実施 地域の人材、高齢者との交流により豊かな人間性の構築に役立てる。	各園で行事などに祖父母や高齢者を招いたり、施設に訪問に行ったりすることを計画し、地域の方たちと交流を深めていく。
③アウトリーチによるつながりづくり	地域福祉課	13	地域での孤立化回避のため、地域交流による支援を必要とする人の掘り起こしと継続的な訪問を実施します。	○家庭訪問の実施 ○地域とのコーディネートの実施 ○地域活動支援事業の利用促進	○障害福祉係 地域活動支援事業の継続実施するとともに新規登録を1人以上とする。 困りごとがある世帯や継続し支援している家庭を訪問をする。	○障害福祉係 地域生活支援事業の利用者は、25人であった。うち3人は新規登録者であった。 困りごとがある世帯には、家庭訪問を継続実施した。	○障害福祉係 各分野ごとでキャッチした困りごとを共有した上で、適切な支援者が訪問することが効率的な支援となる。	○障害福祉係 継続実施

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

基本施策(1)地域における支え合い活動の推進

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①見守り、支え合いの体制づくり	地域福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○民生委員児童委員による見守り活動の支援	■福祉総務係 協力員についての周知を現委員と元委員双方に行っていく。	2025年度の一斉改選において退任意向を示している現民生委員に対し、後任委員の活動をサポートする協力員として、今後も地域福祉の維持向上に協力していただくよう依頼した。	2025年12月任期開始の協力員を10人確保できた。協力員の活動を支援するため、今後、活動内容について説明会を開催する。	新任協力員対象の活動説明会を実施する。
	高齢者福祉課	14	地区社協や自治会、民生委員児童委員等と連携した、地域における日頃からの見守り活動を推進します。	○認知症ネットワーク(オレンジネットワーク)による見守り体制の充実 ○認知症サポーター養成講座の開催 ○地域包括支援センターによる独居高齢者宅への訪問活動 ○生活支援コーディネーターの配置	・認知症サポーター養成講座等1回以上実施 ・チームオレンジの支援 ・地域包括支援センター訪問活動実施 ・各中学校区に生活支援コーディネーターの配置	・認知症サポーター養成講座、認知症サポーターズテップアップ講座を実施した。 ・チームオレンジの立ち上げ会、交流会を実施した。 ・地域包括支援センターで実態把握事業を行った。 ・各中学校区に生活支援コーディネータを配置した。	事業の継続的な実施	・認知症サポーター養成講座等実施 ・チームオレンジの支援 ・地域包括支援センター訪問活動実施 ・各中学校区に生活支援コーディネーターの配置
②地区社協活動の活性化	社協	15	地区社協を中心として、地域課題を把握・解決し、地域で支え合う体制を整備します。	○地区社協による見守り・声掛け運動	○地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、具体的に見守りを実施している地区を把握していく	○地区社協が中心となり、市内42か所でふれあいサロンを実施し、定期的な見守りにつながっている	通いの場を開催することで、顔の見える関係づくりの一助となっているが、外出ができない高齢者の見守りをどのように行うかが課題	○地区社協会長会議や支え合い推進会議にて、具体的に見守りを実施している地区を把握していく
	社協	16	各地区社協の情報共有や各種状況提供を行い、活動の充実を図ります。	○地区社協会長会議の開催	○年 3 回(4.9.2 月)地区社協会長会議を開催予定	年3回(4.9.2 月)地区社協会長会議を開催	地区社会福祉協議会の情報共有や各種情報提供を行い、活動の充実を図る	○年 3 回(4.9.2 月)地区社協会長会議を開催予定
	社協	17	地区社協の活動強化のため、財政及び活動に対する支援を行います。	○地区社協活動の支援	○地区社協への活動費助成金の返還金を1割以下にする	○地区社協への活動費助成金返還率2.3%	コロナウイルスの感染分類が引き下がったことで、地域活動を再開する地域が多く、助成金の返還率を抑えることにつながった	○地区社協への活動費助成金の返還金を5%以下にする
	社協	18	地域福祉推進基礎組織としての地区社協の活動を、地域の人たちに周知するとともに、住民の参加促進を図ります。	○地区社協だよりの発行支援	○2024年度は、県共同募金会の指摘により地区社協だより発行支援は実施不可となったため、活動助成金で賄っていただくようにする。	○地区社協への活動費助成金を交付し、回覧用のチラシ等の作成に充てていただく。	○2024年度は、県共同募金会の指摘により地区社協だより発行支援は実施不可となったため、活動助成金で賄っていただいた。	○地区社協への活動費助成金を交付し、回覧用のチラシ等の作成に充てていただく。
③関係機関団体間の連携	社協	19	地域における福祉ニーズや、支援の担い手についての把握と情報共有をするとともに、支え手と受け手双方が活躍できる新しい仕組みを構築します。	○第2層協議体との地域における福祉ニーズの情報共有	○各校区年5回以上支え合い推進会議開催予定	○各中学校区において、通いの場アンケート及び包括支援センターが実施した高齢者実態把握調査にて、通いの場までの移動の課題や、ボランティアの育成などについての課題の共有を図り、孤立や社会参加していない方への関わり方について検討をした。	○各中学校区ごとの支え合い推進会議は、地域の実情に応じて中学校区からさらに細分化し行っていく。	○各校区年2回以上支え合い推進会議、細分化した協議体に至ずる組織による会議の開催を予定
	社協	20	市内の福祉関係団体との連携を図り、各団体の活動に対し補助金等の支援を行います。	○福祉関係団体への活動補助金の支給等による支援	○6団体 310,000円の助成予定	○5団体 老人クラブ連合会、ひとり親寡婦福祉会、保育士会、子ども会連合会、湖西市手をつなぐ育成会の関係団体に補助金260,000円交付した。	○福祉関係団体への活動補助金として6団体に案内をさせていただいたが、湖西市身体障害者協会からの申請はなく補助金支援は行っていない。	○福祉関係団体へ補助金を交付し、市民への福祉推進を図る。
	社協	21	市内社会福祉法人、施設等との社協との連携協働による公益的な取組に向けて働きかけを行います。また、市内社会福祉法人を対象とした勉強会や意見交換の場を設け、ネットワーク化に向けた調整を進めます。	○市内社会福祉法人との連絡会の開催	○交流の場連絡会 3回 ○社会福祉法人等連絡会 2回	○交流会 3回 ○社会福祉法人等連絡会 2回 ○研修会 1回	交流会では地域課題への解決に向けて法人等が連携し、SNSを活用した情報の発信を実施していく。また、連絡会においては人材確保、福祉の担い手育成に向けて学校と連携した取り組みを実施していく。	○交流会 3回 ○社会福祉法人等連絡会 2回
	高齢者福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○生活支援コーディネーターの設置	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置した。	事業の継続的な実施	各中学校区に生活支援コーディネーターの配置。
	こども未来課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○ファミリー・サポート・センターでの相互援助活動事業	交流会を通した相互援助活動への理解促進と会員の募集を行う。	ファミリーサポートセンターでサブリダー会議を12回、会員同士の交流会を1回、スキルアップ研修を1回、提供会員の講習会を4回実施した。	会員同士で会議や交流会を実施することで、活動への理解を深めている。またウェブサイトやLINEにて新規会員の募集を行っているが会員数が低下している。	交流会を通じて相互援助活動への理解促進と会員募集を行う。また、子育て支援センターでも窓口開設日を設け、利便性を高めつつ広報活動を実施する。
	地域福祉課	22	行政や社協、地域包括支援センター、民生委員児童委員、地域組織等によるインフォーマルサービスと公的サービスが連携した支援体制を構築します。	○障害者支援協議会の実施 ○障がい者団体との情報交換の実地 ○相談支援事業所との連絡会の実施 ○民生委員児童委員定例会等への社協・地区社協の参加	○障害福祉係 相談機能を引き受ける基盤の整備。	○福祉総務係 民生委員の定例会及び現任訓練を社協職員と共同で開催し、民生委員との交流を図った。 ○障害福祉係 障害者支援協議会において、地域生活支援拠点の「相談」機能を整備していくことを共通認識となっている。	○福祉総務係 定例会及び現任訓練を通じて、民生委員との顔の見える関係が構築されている。 ○障害福祉係 地域全体で取り組んでいかないと進まないため、事業所の協力が不可欠。負担増となる。	○福祉総務係 社協職員に限らず、地域包括支援センター職員と民生委員が交流・情報交換をできる場を設ける。 ○障害福祉係 モデルケースを使って検証する。
	地域福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○障がい者も含めた地域での支え合い体制の構築	○障害福祉係 参加者の拡張。	○障害福祉係 障害者支援協議会に、浜名特別支援学校、障害者団体2団体、民生委員児童委員、障害者相談員が参加した。	協議会に障がい者が参加しているが、限定的。様々な障がい者が参加しての会議体は難しい。当事者の声を拾い上げ、協議会で伝える形が現状。	当事者(団体)との意見交換を実施
	高齢者福祉課	23	自治会や地域の社会福祉施設、ボランティア団体等との連携を強化し、ネットワークを構築していきます。	○高齢者の生活支援のためのボランティア等の養成や支え合い体制の構築	支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知。	「ちいーとサポート」の実施と周知をした。	事業の継続的な実施	支え合い体制「ちいーとサポート」実施と周知。

④地域づくりの 基盤整備	社協	24	共同募金配分金を活用し、地域住民の参加による地域福祉活動に助成を行います。	○地区社協への活動助成金の支給等による支援	○20地区 6,875,400 円助成	○20地区6,875,400円助成 ○歳末たすけあい募金を財源とした助成金から16地区1,108,000円助成	地区社会福祉協議会の活性化や事業推進のため、20地区の地区社会福祉協議会に活動費の助成を行う	○20地区 6,324,600 円助成
	市民課	25	公民館や公会堂等の地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。	○公民館等の施設の新設、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の支援	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。	5件の公会堂等修繕に対して助成を行った。	継続して実施していきたい。	公会堂等の新築や修繕に対して助成を行う。
	新居支所	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	大規模改修後の9月から施設のバリアフリー化に対応している。	大規模改修によって施設のバリアフリー化に対応した。	トイレの洋式化、各所手すり設置、エントランス進入路の整備、各部屋の引き戸化、車いすでも入れる多目的トイレの増設などを行った。	各種利用団体からの要望を聴取するとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。
	スポーツ・生涯学習課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	利用増加に向けて、指定管理者と情報共有や協議を今後も継続する。	毎月の定例会において管理者の現場の状況を情報共有し、利用者増に向けた課題解決に努めた。	定例会において現場でのオペレーションでの課題などを情報共有し課題を認識することができた。その他、障がい者の方の利用についての減免については取り扱いの規定があるが、団体についての減免、また難病者の方の減免などの取り扱いが規定されていないことがわかった。	減免規定については条例に規定されているため、減免の必要性を精査し、減免規定の変更が必要な場合については条例改正を行い改善を進める。
	こども未来課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	子育て支援団体の施設使用支援を継続することにより、地域の活動拠点の充実を図る。	子育て支援団体やファミリーサポートが、事業の活動の場として新居子育て支援センターを13回使用した。	子育てを支援する団体の活動の場として、新居及び新所子育て支援センターの部屋を無料で使用できるようにすることにより、各団体の活動を支援している。	子育て支援団体の施設使用支援を継続することにより、地域の活動拠点の充実を図る。
	図書館	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○施設のバリアフリー化、福祉関係団体等の施設使用支援、利用方法の見直し	○大規模改修に向けてバリアフリー化必要箇所の調査を継続。 ○施設内の表示を見直し、だれもが利用しやすくする。	○中央図書館玄関横に駐車場を確保した。 ○大活字本コーナーを増設した。	だれもが利用しやすい施設となるよう改修を行った。	○大規模改修に向けてバリアフリー化必要箇所の調査を継続。 ○施設内の配置や表示をわかりやすくする。
	高齢者福祉課	26	既存の公共施設や学校、地域資源の利用方法や制限の見直し、改修等により、幅広い世代が利用できる地域の活動拠点の充実を図ります。	○老人福祉センター・はつらつセンターの施設管理と利用促進	○老人福祉センター・はつらつセンターに介護予防指導員の配置。 ○老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施。	・老人福祉センター・はつらつセンターで介護予防教室を行った。 ・老人福祉センターの指定管理者により施設運営が行われた。	事業の継続的な実施	・老人福祉センター・はつらつセンターで介護予防教室を実施 ・老人福祉センターの指定管理者による施設運営の実施。
	文化観光課	27	ふるさと納税により財源を確保し、生活支援の財源に活用します。	○ふるさと納税による財源の確保	①ふるさと納税寄附金額250,000,000円。 ②地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす。	①235,000,000円 ②新規返礼品は175品増えた	有料広告やSEO対策、返礼品画像の刷新を随時行っていき、魅力的な返礼品の提供・アピールを続ける。	①ふるさと納税寄附金額250,000,000円 ②地元事業者の協力を得て新規返礼品を50品増やす

基本施策(2)地域福祉を担う人材の育成

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①ボランティア活動の活性化	社協	28	市内のボランティアグループ、個人ボランティアが安心して活動できるよう、助成金等情報提供を行い、ボランティア活動支援を行います。また、ボランティア同士の連携を推進します。	○ボランティア活動室の利用促進 ○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティアに関する情報発信 ○ボランティアネットワークだよりの発行	○ボランティア養成講座年1回開催 ○ボランティア情報誌年3回発行	○シニアボランティア養成講座年1回開催 ○ボランティア情報誌年3回発行	○元氣なシニア世代に活躍していただくためにシニアボランティア養成講座を実施し、人材育成を行った。 ○情報誌を作成することで助成金の案内などを周知し、活動の充実化を支援。	○ボランティア養成講座年1回開催 ○ボランティア情報誌年3回発行
	社協	29	地域の福祉活動を支える重要な財源として大きな役割を果たし、助け合い活動の一環としての共同募金の理念を普及し、市民の参加と理解を得ながら募金活動を推進します。	○赤い羽根共同募金運動の推進 ○歳末たすけあい運動の展開	○赤い羽根共同募金運動の目標額 （一般募金）5,880,000円（歳末募金）3,406,000円	○赤い羽根共同募金運動の実績額 （一般募金）6,103,980円（歳末募金）3,415,907円	一般募金・歳末募金ともに目標額を上回る募金実績となった。次年度も募金の使途・使いみちを住民に広く発信しながら各種募金運動を展開していく。	赤い羽根共同募金運動の目標額は2025年度6月頃を目途に設定予定。 一般募金・歳末募金ともに、助成計画に基づいて設定。
	地域福祉課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員の活動支援	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を継続する。	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を実施した。	■福祉総務係 【財政面】負担金の支払い、啓発品の提供 【広報面】保護司会・更生保護女性会の特集記事を広報こさいに掲載、ウェブサイトで紹介ページを掲載。	■福祉総務係 財政面・広報面での支援を継続する。
	市民課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○市民活動相談・文化の香るまちづくり事業補助金の交付・市民活動センターの施設管理による市民活動支援	市民活動相談、市民活動補助事業、市民活動センターの施設管理を実施する。	市民課窓口及び市民活動相談会において19件の相談受付。市民活動補助金を4団体に交付。市民活動センターの施設管理実施。	市民活動相談の受付件数が昨年度より増加。より多くの団体の活動活性化につなげることを目標に今後も取り組む。	市民活動相談、市民活動補助事業、市民活動センターの施設管理を実施する。
	スポーツ・生涯学習課	30	地域で活動するボランティアや市民活動を支援します。	○ボランティアの活動支援	2023年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。	イベント時に主催者が設立したNPO法人のPRできる機会を提供した。	今後も継続する。	2024年度に実施した主催者からの要望があれば、提供する。
②地域組織の活性化	市民課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○自治会への補助金・交付金の交付による活動支援	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。	41自治会に対して湖西市自治会運営費交付金を交付した。	多くの自治会で、いきいきサロン等地域福祉活動への支援が実施された。今後も事業を継続して実施していく。	自治会が行う「保健・福祉を推進する事業」を含む様々なコミュニティ活動に対して、湖西市自治会運営費交付金を交付する。
	地域福祉課	31	自治会を通じて地域で活動する福祉団体を支援します。	○民生委員児童委員への負担金交付等による活動支援	■福祉総務係 地域における民生委員活動の理解を促進させる。	■福祉総務係 広報こさいで民生委員活動についての特集記事を掲載した。	■福祉総務係 2023年度実施の民生委員児童委員対象アンケート調査で、『民生委員活動に対する地域住民の理解度が低く、活動しにくい』との回答があったため、民生委員活動の理解度を高めることを目的に、広報こさいに活動紹介の記事を掲載した。	■福祉総務係 地域住民が民生委員活動について理解を深められるよう、一斉改選後に自治会に向けて新民生委員を周知する際、全国民生委員連合会作成のチラシを併せて配付する。
③福祉に関わる担い手育成	社協	32	既存ボランティア活動者のスキルアップや、ボランティアに興味のある方等に対するボランティア入門等、地域の福祉活動を担う人材の育成や、ボランティアの質を高めることを目的として各種ボランティア講座を開催します。	○ボランティア養成講座の開催 ○ボランティア研修会の開催 ○ボランティア体験講座の開催 ○サロンボランティア講座の実施	○サロンボランティア養成講座の開催	○地域のふれあい・いきいきサロンを行うボランティアに対してサロンの説明会を実施、サロンの意義等について説明 42人参加。	地域役員やサロンボランティアの皆さんに湖西市の現状やふれあい・いきいきサロンの意義についての理解を深めていただき、実際にサロンで活用できる高齢者主体のレクリエーション、体操など実践することにより地域の支え合い活動・生きがい活動の充実を図ることができた。	講義形式ではなく、ボランティア同士のグループワークを行い、各地区の取り組みを参考にしてもらうような形で実施。
	社協	33	将来の地域福祉を担う人づくりを進めるため、中学生等を対象に、福祉やボランティアに対する理解を深めるための講座を開催します。	○夏休み福祉施設ボランティア体験講座の開催	○ちよこっとボランティアの開催 対象：中学生、高校生	○ちよこっとボランティアの開催 ○参加者：市内在住の中学生・高校生 179人 ○協力施設：37施設	○地域の福祉施設や病院等でのボランティア活動による施設利用者や職員との交流をとおして、福祉やボランティア活動に対する理解を深めるを目的に実施。	○ちよこっとボランティアの開催 対象：中学生、高校生
	地域福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○手話講習会、障がい福祉について学ぶボランティア講座の実施	○障害福祉係 継続実施。参加対象者の拡張検討。 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時	○障害福祉係 小中学生が参加できるように初級手話講習会を実施した。	○障害福祉係 子どもの参加者は、18名中6名。	○障害福祉係 継続実施
	高齢者福祉課	34	ボランティア講座等を通じて、新たな地域福祉を担う人材の発掘に努めます。	○サロンボランティア講座の実施支援	サロンボランティア講座の実施と支援。	サロンボランティア講座を実施し、ボランティア支援を行った。	事業の継続的な実施	サロンボランティア講座の実施と支援。

基本施策(3)サービスを利用しやすい体制の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①包括的な相談体制の整備	社協	35	市民の福祉や生活に関する困り事に対し、関係機関、弁護士や司法書士等と連携・協力し、相談支援を行います。	○弁護士相談の実施 ○司法書士相談の実施 ○福祉なんでも相談の実施	○法律相談 30回 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時	○法律相談 177件 ○司法書士相談 90件 ○福祉なんでも相談 228件	○専門家の関わりが必要な問題について、市内での解決の糸口を見つける相談として市民からの必要性はあるため継続実施。	○法律相談 30回 ○司法書士相談 12回 ○福祉なんでも相談 随時
	地域福祉課	36	地区社協や民生委員児童委員等と連携して地域の課題を支援につなげられるよう、地域の相談力の向上を図り、相談しやすい環境を整備します。	○専門職による相談窓口の設置 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力向上支援	■福祉総務係 医療・福祉・司法の専門職による「なんでもかんでも相談会」(清水医師会主催)にサテライト会場として参加する。アセスメントに関する研修を開催する。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会へ補助金を支給し、県民児協主催「相談技法研修」への参加を費用面で支援。「なんでもかんでも相談会」を1回開催、5件の相談に対応。 支援機関・市・社協対象研修会を開催し30人が参加、県主催研修への参加を勧奨し39人が参加。	■福祉総務係 参加上限である5人の民生委員が相談技法研修に参加。医師・弁護士・司法書士・地域包括・社協・行政が共同で相談に対応した。相談支援におけるアセスメント、多職種・多機関協働の在り方に関する相談支援者研修を開催した。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。

① 包括的な 相談体制の整備	地域福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○多機関協働体制の構築 ○高度なアセスメントができる人材の配置 ○民生委員児童委員への情報提供や相談力の向上支援	■福祉総務係 医療・福祉・司法の専門職による「なんでもかんでも相談会」(清水医師会主催)にサテライト会場として参加する。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会へ補助金を支給し、県民児協主催「相談技法研修」への参加を費用面で支援。「なんでもかんでも相談会」を1回開催、5件の相談に対応。	■福祉総務係 参加上限である5人の民生委員が相談技法研修に参加。相談会では、医師・弁護士・司法書士・地域包括・社協・行政が共同で相談に対応。	■福祉総務係 民生委員児童委員協議会への補助金により、研修参加の費用面での支援を継続する。相談会を継続開催し、必要に応じて伴走支援をする。支援者の相談力向上を図るため、他職種の相談対応に学ぶ機会とする。
	高齢者福祉課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○地域包括支援センターでの総合相談窓口設置	地域包括支援センターでの総合相談窓口設置。	高齢者においては地域包括支援センターにて高齢者の相談窓口としての役割を担った。	事業の継続的な実施	地域包括支援センターでの総合相談窓口設置。
	こども未来課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○子ども・子育てに関する総合相談窓口設置	【応援係】医療機関や事業所と連携をとり、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない相談を実施する。教室の充実を図り児の年齢に合わせた相談を実施することで、タイムリーに課題解決を図る。 【地域子育て支援第1係】発達に課題のある児とその保護者および園などの関係機関に対して、保育士、保健師、心理士が連携して相談を実施するとともに、相談後のフォロー体制をつくる。	【子育て応援係】医療機関や事業所と連携をとり、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない相談を実施。児童相談所や保健所と連携をした検討会を12回実施 【地域子育て支援第1係】こどもの発達に関する相談延べ255件。	【子育て応援係】今後も医療機関等と連携を継続し妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない相談を実施していく 【地域子育て支援第1係】相談に即時対応ができるよう心理士の勤務を年間100回に増やした。相談の事後フォローを行う、園や保健師など関係機関等と連携して相談支援を行うなど、相談体制を構築した。今後も相談に関する周知と相談体制の強化が必要。	こども家庭センターを中心に、関係各機関と連携を図り、切れ目のない相談支援を実施する。発達に課題のある児とその保護者及び園などに対し、保育士、保健師、心理士及び関係機関が連携して相談を実施する。
	学校教育課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用支援	各校で児童・生徒、保護者の要望等により、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの相談を推進し、教職員とスクールカウンセラー等が連携して、該当児童・生徒を支援する。	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、該当児童生徒や保護者に対して支援することができた。	引き続き、専門家による助言や支援が必要。	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、該当児童生徒や保護者に対して支援する。
	市民課	37	関係機関や専門的な知識を持つ主体と連携し、地域における多種多様な課題に対応できる相談体制を構築します。	○女性相談窓口の設置	チラシ、ウェブサイト、広報こさい等による、女性相談窓口の周知を行う。	公共施設トイレでのチラシ掲示、ウェブサイト、広報こさい等により、女性相談窓口の周知を行った。	チラシ、ウェブサイト、広報こさい、SNSをきっかけとした相談者は、56.7%であった。	性別に関わらず相談を必要としている方に広く利用していただくため、相談窓口名称を「湖西市よりそい相談室～女性相談・みんなの相談」へ変更する。
	地域福祉課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○伴走型支援体制の構築	◇保護係 支援調整会議を継続する。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。 ハローワーク出張相談会 22回/年 開催 ハローワークの相談員がおぼとの会議室で、就職希望者と面談して相談者が希望する求人情報の紹介を行った。また必要に応じて紹介状を発行した。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。 利用者は54名だが継続利用者が多い。利用者が固定化されているため幅広い方に利用してもらうことが課題。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。 ハローワークの出張相談会を継続実施。
	産業振興課	38	就労に困難を抱える人に、継続的かつ横断的に適切な支援を行います。公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関と連携し、情報共有を行います。	○若年者や高齢者の就労支援、内職相談	若年者就労支援セミナー参加者数15人(若年者、支援者) 内職相談 紹介件数180件、あっせん件数50件 地域職業相談室 求人求職等相談8,000件、職業紹介900件	若年者就労支援セミナー参加者数6人(若年者、支援者) 内職相談 紹介件数159件、あっせん件数44件 地域職業相談室 求人求職等相談6,129件、職業紹介1,056件	・若年者就労支援セミナーは、就労を希望する若年者、その方の家族などの支援者を対象としたセミナーを各1回開催した。(計6人参加) ・地域職業相談室は、雇用情勢の改善に伴い、相談件数は前年と比較して減少(▲1,505件)しているが、物価上昇が雇用に与える影響も考慮し、継続的に支援を行う。	若年者向け就労支援セミナー等の参加者数15人 内職相談 紹介件数180件、あっせん件数50件 地域職業相談室 求人求職等相談8,000件、職業紹介900件
	地域福祉課	39	一人一人のニーズにあった支援をするため、アセスメント力の向上を図ります。	○相談員の育成、アセスメント手法の統一化	■福祉総務係 アセスメント力の重要性に関する研修を1回開催する。	■福祉総務係 支援機関・市・社協対象研修会を開催し30人が参加、県主催研修への参加を勧奨し39人が参加。	■福祉総務係 相談支援におけるアセスメント、多職種・多機関協働の在り方に関する相談支援者研修を開催した。	■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」を、他職種の相談対応に学びアセスメント力を育成する機会とする。
②福祉に係る 情報提供体制の 充実	地域福祉課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	○障害福祉係 医療的ケア児者の保護者主導の集いであるため、開催都度参加を呼び掛ける。	○障害福祉係 開催はなかった。 ■福祉総務係 物価高騰重点支援臨時給付金支給事務でポルトガル語・やさしい日本語を使用。	■福祉総務係 申請書類送付封筒に、重要書類である旨をポルトガル語で併記。外国籍市民への書類不備通知をやさしい日本語で作成。	○障害福祉係 就労継続支援事業所を広報こさいで紹介する。 ■福祉総務係 物価高騰重点支援臨時給付金支給事務でのポルトガル語・やさしい日本語の使用を継続。
	高齢者福祉課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	しおりの作成、配布実施。	紙媒体広報物に二次元コードのをせLINE等での情報取得、ICT教室による支援	事業の継続的な実施	ICT機器の操作支援
	こども未来課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○福祉サービスや事業等の情報発信 ○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	案内リーフレットのポルトガル語版を作成する。	健診の間診票やお知らせ等をポルトガル語やスペイン語に翻訳済み。	健診の間診票やお知らせについては今後も継続して翻訳を実施していく。	健診の間診票や教室などの案内について翻訳版を作成し周知する。
	市民課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信、やさしい日本語LINEの発信を行う。	ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙の発行(月1回)、ポルトガル語、スペイン語、やさしい日本語Facebookの発信(随時)、やさしい日本語LINE(随時)の発信を行った。	広報紙発行についての周知をすることができなかった。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。
	秘書広報課	40	広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体を利用し、福祉サービスに関する情報を、わかりやすく伝えます。高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人が、情報を入手しやすいように、情報を発信します。	○ユニバーサルデザインフォント・カラー、点字、手話通訳、多言語、やさしい日本語による情報発信	当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%	当課の発行物(広報誌、ウェブサイト、SNS等の様々な情報媒体)において、ユニバーサルデザインを100%使用した。	引き続き、高齢者や障がい者、日本語が母国語ではない人等誰にでも分かりやすく、見やすい掲載の仕方等を工夫しながら、市の情報を発信していく。	当課の発行物におけるユニバーサルデザイン使用率100%

基本目標3 人にやさしい環境づくり

基本施策(1)福祉サービスの充実

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①生活支援サービスの充実	社協	41	地域における支え合い体制づくりを推進するため、多様な主体間の情報共有並びに連携及び協働により、日常生活の支援体制の充実を図ります。	○生活支援体制整備事業の充実 ○支え合い推進会議の開催	○各校区年5回以上支え合い推進会議開催予定	○鷲津中学校区2回、白須賀中学校区4回、岡崎中学校区4回、湖西中学校区7回、新居中学校区8回開催	○生活支援・介護予防サービスなど住民主体の仕組みの創出及び充実・強化を図るため、市内5中学校区ごとに支え合い推進会議を実施。高齢者の生活ニーズ把握のために通いの場にて「困りごとアンケート」を実施。	○各校区年2回以上支え合い推進会議開催予定
	社協	42	生活支援コーディネーターから地域のニーズを集約し、必要な支援を行います。	○地域の高齢者に対する買い物支援	○地域の高齢者を対象に「困りごとアンケート」を実施予定。そこで挙げた地域ニーズを地域資源とつなげていく	○高齢者の生活ニーズ把握のために通いの場にて「困りごとアンケート」を実施 427人回答	○通いの場の参加者に対して移動や買い物についての困りごとの聞き取りをした。自立度が高く、移動や買い物に困っているという声は少ない。	○通いの場へ参加していない高齢者から困りごとを聞き取り、ニーズを地域資源とつなげていく。
	社協	43	身近な地域で生活上の困り事に対し、「お互い様」の気持ちで助け合う「さわやかサービス」を展開するとともに、地域が主体となって生活支援活動体制の構築に向けて検討を行います。	○移送サービスの実施 ○福祉車両の貸出し	○協力会員2人増員	○移送サービス108回 ○福祉車両の貸出し73回 ○新規協力会員2人	○移送サービス、車両貸出ともに年々利用件数は減少傾向。 移送サービスを行う運転手の高齢化も進んでいる。協力会員が75歳に達すると活動ができなくなるため、利用件数が増えるようになると、協力会員の増員が課題となる。	○移送サービス、車両貸出ともに年々利用件数は減少傾向のため、事業継続や見直しの検討を行う。
	社協	44	65歳以上の高齢者世帯を対象に、日常生活でちょっとした困り事を地域の住民が主体となって助け合う有償ボランティアによる活動を推進します。	○地域たすけあい支援事業(ちいーとサポート)の推進	○ちいーとサポート交流会の開催	○ちいーとサポート交流会を1回実施。	○交流会を行ったことで、支え手が不安に感じていることを知り、話し合う事が出来た。	○支え手を養成するための講座の開催。
	地域福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○アウトリーチ型の支援体制の構築 ○65歳未満の障がい者の生活支援サービス利用への体制構築	■福祉総務係 湖西市に合った相談体制・相談窓口の設置方法について検討する。	◇保護係 生活困窮者自立支援事業 新規相談件数100件/年 社会福祉協議会に事業を委託し、生活困窮者の相談対応を行った。 ■福祉総務係 御前崎市との意見交換会・庁内検討会議を実施し、相談体制について関係課と検討。	◇保護係 初回相談の時点で生活資金がない、家賃滞納により強制退去の可能性制があるなど緊急性があり、支援の適用が難しい場合が多い。 ■福祉総務係 専門職のジョブローテーションにより相互の役割を理解し連携を図るなど、参考となる情報を得ることができた。	◇保護係 継続実施 ■福祉総務係 「なんでもかんでも相談会」で困難事例に役割分担して取り組む経験をつみ、支援機関・窓口の相互理解や連携を図る。
	高齢者福祉課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○高齢者の生活支援体制の構築、コーディネート機能の構築	○高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ○就労的活動支援コーディネーター配置 ○運転ボランティアフォローアップ講座の実施	・「ちいーとサポート」の実施した。 ・就労的活動支援コーディネーターを配置した。 ・運転ボランティア支援講座を実施した。	事業の継続的な実施	・高齢者の生活支援体制「ちいーとサポート」の実施 ・就労的活動支援コーディネーター配置 ・運転ボランティア支援講座の実施
	子ども政策課	45	障がい者、高齢者、生活困窮者等に対する生活支援サービスの充実を図るとともに、サービスの周知を通じた利用促進を図ります。	○ひとり親支援制度の周知	各種媒体(広報こさい・市役所だより・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計15回	各種媒体(広報こさい・市役所だより・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計15回	広報こさいの特集記事への掲載1回、ふるさと情報局への掲載7回、LINE配信による情報発信7回の計15回実施した。 市民が見ることが多い媒体を選択して情報発信するよう意識した。今後も継続して取り組んでいく。	各種媒体(広報こさい・市公式SNS等)を通じた情報発信 年間合計16回
②様々な課題を抱える人への支援	社協	46	居宅介護支援事業・訪問介護事業・訪問入力介護事業・通所介護事業等のサービス提供を通じて、高齢者の生活支援を行います。	○介護保険サービス事業の充実及び活用の促進	○利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る ○通所→地域密着型へ移行	○利用者増にはならなかったが、経費削減や業務内容の見直しに努めた。 ○6月に地域密着型に移行できた	○引き続き利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る必要がある。 ○すべての事業の経営が困難の状況。今後、社協としてすべての事業を継続できるのか早めに判断する必要がある。	○利用者増、業務内容の見直し、経費削減、事業PRを行い、運営状況の改善を図る ○社協としてどの事業を継続するか判断する。
	社協	47	居宅介護事業・移動支援事業等のサービス提供を通じて、障がい者の生活支援を行います。	○障害福祉サービス事業の充実及び活用の促進	○同行援護ができる職員を増やす	○2人は一般課程を受講し、同行援護ができるようになったが、年度末で受講した職員が退職したので、実質1名の増となった。	○同行援護を希望される利用者が増えているので、今後も同行援護ができる職員を増やす必要がある。 ○その他の障害福祉サービスを希望されている利用者も増えているが、職員が足りず受入れができない時がある。	○同行援護の職員を1名増やす ○登録職員を増やす
	社協	48	生活に困窮している方に対して、包括的な相談支援を実施し自立の助長を図ります。	○自立相談支援相談の実施 ○障がい者の就労支援、福祉就労支援 ○住宅確保支援	○就労経験が少ない方への中間的な就労の場の確保、資源開発、地域づくりを行う	○就労の場の開拓 企業1社 農園 1件 ○コミュニティカフェの開催 8回実施	○相談者が抱える問題を明らかにし、自身で問題解決していく意識を持ってもらうよう支援する	○市民、関係機関へのPR。 ○包括的な相談支援を行い、自立に向けて援助する。 ○月1回コミュニティカフェの開催
	社協	49	低所得世帯等への生活福祉資金(県社協)や生活つなぎ資金(市社協)の貸付けにより、経済的自立支援を行います。また、相談者のニーズに合った支援をします。	○生活福祉資金等貸付相談の実施	○利用者の生活安定に向けた支援の実施	○生活つなぎ資金 6件 46,153円	○資金の貸付けに必要な相談支援を行うことにより、相談者のニーズに合った支援をしていく。	○経済的安定と自立支援を行う。 ○生活全般のフォローアップ支援を行う。
	学校教育課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○学校との連携	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。	静岡県教育委員会によるアンケート調査(児童生徒対象)を1回実施した。また、日頃から、児童生徒の様子を丁寧に観察し、早期発見・早期支援に努めた。	引き続き、アンケート調査と観察を実施する必要がある。	各校でアンケートや日常的な観察を実施し、早期発見・早期支援に努める。
	地域福祉課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	■福祉総務係 関係課と連携強化。	■福祉総務係 主任児童委員に県主催ヤングケアラー研修会参加(3名)、学校との連携強化のための学校訪問(毎月)、要保護児童対策地域協議会実務者会議(月1)出席を依頼。	■福祉総務係 学校や子ども未来課など、児童に深く関わっている機関や課と連携を深めることができた。	■福祉総務係 主任児童委員に学校訪問や要保護児童対策地域協議会への出席依頼を継続する。

	こども未来課	50	ヤングケアラー、ダブルケアラーについて、早期発見・早期支援できる体制づくりを進めます。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	引き続き啓発を行っていくにあたり、新たな啓発機会の確保を行う。	民生委員児童委員協議会での啓発を行った。また、地域の施設にポスター・リーフレットの配布を行い、市内の小中学校及び高校とも連携を行った。	広く啓発を行うことができた。 個々のケースについて、関係機関と情報共有を行い支援策を検討することができる場を設ける必要がある。	ケース会議を通じて関係機関との連携を強化する。
②様々な課題を抱える人への支援	こども政策課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○ひとり親家庭への経済的支援、就業促進等の実施	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 530人	母子家庭等自立支援事業の年間延利用者数 480人	90%を超える目標達成率であり、サポートを必要としている家庭への支援となった。 今後も支援を継続していきたいが、委託団体の高齢化等の課題もあるため、よりニーズに合った事業となるよう研究・検討を継続していく。	母子家庭等自立支援事業の年間延べ利用者数 490人
	教育総務課 (旧所管:学校教育課)	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○学校との連携	各校で日常的な観察の中で、学用品や服装などから経済的に厳しい状況がうかがえる場合には、就学援助や福祉につなげるように努める。	経済的に厳しい状況がうかがえる家庭には、学校から就学援助制度の案内をすることが出来た。	関係課・各学校に就学援助制度の案内チラシを作成・配布し、周知に努めることが出来た。引き続き、制度の周知に努めていく。	学校・市の双方を相談窓口にすることで、就学援助制度を求める人が相談しやすい環境を整える。
	地域福祉課	51	経済的に厳しい子どもがいる家庭や、ひとり親家庭等の支援を行います。	○生活困窮者自立相談支援でのサポート	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	健康増進課	52	「湖西市自殺対策計画」を踏まえ、関係機関との連携し、自殺対策を推進します。	○ゲートキーパー養成講座の実施 ○こころの健康づくり講演会の実施 ○高校生へのこころの健康講話の実施	・ゲートキーパー養成講座を2回以上実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施(12月～1月頃) ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施(12月～1月頃) ・自殺対策に関する庁内会議の開催	・ゲートキーパー養成講座を2回以上実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施(12月～1月頃) ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施(12月～1月頃) ・自殺対策に関する庁内会議の開催	・ゲートキーパー養成講座を3回実施 ・こころの健康づくり講演会を1回実施(12月) ・市内2カ所の公立高校へこころの健康講話を実施(11月～1月) ・中学生に向けたSOSの出し方講座を1回実施(11月) ・自殺対策に関する庁内会議を1回開催(1月)	若年層の自殺者数の増加が近年課題となっており、令和6年度は高校生、中学生へアプローチできた。また、関係機関との連携を深めるため、庁内連携会議を開催することができた。今回は市内の中学校1箇所に対して、学校側の依頼でSOSの出し方講座を実施したが、市内の中学校に対して実施できるよう検討が必要。
	学校教育課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○学校との連携	各校で不登校児童・生徒に対して、継続して連絡することで、家庭での様子を把握したり、状況に応じた支援を実施したりするように努める。	不登校児童生徒との継続的な連絡を各校に依頼するとともに、チャレンジ教室を運営を通して社会的自立に向けた支援を行った。	チャレンジ教室に加えて、校外の「居場所づくり」を確保する必要がある。	チャレンジ教室(教育支援センター)を運営するとともに、中学校3校に「校内教育支援センター」を設置し、不登校児童生徒の支援に取り組む。
	こども未来課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○地域住民、民生委員児童委員との連携	引きこもり支援の分野を担う部門とも連携をはかる。	引きこもり担当部署との連携を深めることを目的として、研修会や協議会などに参加した。	18歳に到達する引きこもり等の問題を抱える児童のつなぎ先を検討する必要がある。	引き続き引きこもり支援者交流会などに参加し、関係機関同士の連携を深める。
	地域福祉課	53	ひきこもりや不登校の人、その家族への支援のための体制整備を検討します。	○アウトリーチ型の支援体制の整備	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。	◇保護係 ひきこもり相談窓口の市ウェブサイトへの掲載による周知 厚生労働省のひきこもり支援ポータルサイトへの相談窓口掲載。 ひきこもり相談を実施 22件	◇保護係 社会福祉協議会職員、西部保健所浜名分庁舎職員と共にひきこもり相談を随時実施。 相談者の希望により、西部保健所の専門職員による巡回相談へつないだ。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	建築住宅課	54	高齢者、低所得者、子育て世帯、障がい者、被災者等の住宅確保要配慮者に対し、住宅確保の環境の整備を検討します。	○市営住宅の高齢者、障がい者等の入居条件緩和と周知	市営住宅入居者募集案内(回覧、ウェブサイト)で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。	入居者募集案内を市役所だよりに2回、ウェブサイトに通年で掲載した。	単身入居が可能な部屋については、高齢者や障がい者等が単身で入居できる旨を記載した。	市営住宅入居者募集案内(回覧、ウェブサイト)で、高齢者、障がい者等の入居条件を周知する。
	高齢者福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○地域包括支援センター事業の充実。	地域包括支援センターの配置。	地域包括支援センターの配置。	事業の継続的な実施	地域包括支援センターの配置。
	地域福祉課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○障がい者相談支援センター事業、生活困窮者自立支援事業の充実	○障害福祉係 相談支援として、個別支援会議などを通じて情報を共有する。 アウトリーチを積極的に実施する。	○障害福祉係 福祉サービス事業所、障がい者相談支援センター、地域福祉課との情報共有はできている。 困りごとをキャッチして訪問相談に応じている。 ◇保護係 生活困窮者自立支援事業 新規相談件数100件/年 社会福祉協議会に事業を委託し、生活困窮者の相談対応を行った。	○障害福祉係 高齢者、困窮者、子どもの分野と情報共有し、支援方針を決定する場がなく、支援が縦割りとなっている。 ◇保護係 初回相談の時点で生活資金がない、家賃滞納により強制退去の可能性制があるなど緊急性があり、支援の適用が難しい場合が多い。	○障害福祉係 継続実施 ◇保護係 継続実施
	こども未来課	55	障がい者相談支援センター、子育て世帯包括支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業所において、利用支援や相談体制を充実します。	○子育て世代包括支援センターの充実	児童福祉担当係と連携をし妊娠期から切れ目のない相談支援を実施する。	児童福祉担当係と連携をし妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。児童福祉担当係と年間12回の検討会を実施。	児童福祉担当係と連携をし妊娠期から切れ目のない相談支援を実施した。今後は、こども家庭センターとして連携をさらに深めていく。	こども家庭センターにおいて母子保健担当係や児童福祉担当係と連携のための合同ケース会議を実施。
	地域福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	○障害福祉係 事業所への働きかけを高齢者福祉課と協議する。	○障害福祉係 高齢者福祉課との協議は実施していない。	○障害福祉係 サービスの一体的実施の実現には、高齢者福祉及び障がい者福祉サービスの両方について知識が必要。	○障害福祉係 サービスの一体的実施にはどうすれば実現できるかを高齢者福祉課と検討する。
	高齢者福祉課	56	高齢者や障がい者等が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービス等、分野横断的なサービスを整備します。	○介護と障がいサービスの一体的実施の検討	介護と障がいサービスの一体的実施の検討。	介護と障がいサービスの一体的実施の検討をした。	事業の継続的な実施。	介護と障がいサービスの一体的実施の検討

基本施策(2)権利擁護の推進(成年後見制度利用促進計画含)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①成年後見制度の 利用促進 (成年後見制度 利用促進計画)	社協	57	中核機関において、成年後見制度の広報・啓発、相談機能及び利用促進機能の向上を図るとともに、後見人を支援する体制づくりを行います。	○成年後見制度の情報提供、広報活動、相談受付 ○ケース検討会議の開催 ○関係機関の連携協議の場を調整 ○後見人支援チーム育成	○専門職を巻き込んだ協議会を2回開催 ○ケース検討会議6回実施	○専門職を巻き込んだ協議会を10月と2月に実施。 ○ケース検討会議5回実施。1回に複数案件を検討した回もある。	○自分達のできる範囲、出来る限りの人材での取り組みをはじめ、ようやく三士会を巻き込むところまでできた。今後は、三士会の視点を取り入れたケース検討、受任調整、後見人支援チーム作成に取り組む。	○三士会の支店を取り入れたケース検討、受任調整、後見人支援チーム作成。 ○原点に戻り、もう一度広報を大切に行う。
	社協	58	成年後見制度の利用を必要とする人に対し、相談と法人後見を受任し、権利擁護体制づくりを強化します。	○法人後見制度の受任	○継続受任案件については、引き続き適切な財産管理と身上保護に取り組む ○社協らしさを生かした新規1件受任	○継続受任案件については、本人を取り巻く状況の変化に応じてその都度適切な財産管理と身上保護を行った。 ○新規受任は無し。	○社協らしさを活かした受任が予想されるケースがなく、新規受任は無し。	○継続受任案件については、引き続き適切な財産管理と意思決定支援を尊重した身上保護に努める。 ○三士会の関与する受任者調整が動き出すため、社協らしさを生かした受任ができるかと判断されたケースについて受任を検討していく。
	高齢者福祉課	59	中核機関の「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の機能を強化し、成年後見制度の利用促進を図ります。	○中核機関を委託する社会福祉協議会への支援	中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施。	必要に応じて中核機関との打ち合わせを実施し、事業への支援を行った。	事業の継続的な実施。	中核機関との定期的な打合せ、事業への出席、助言の実施。
	地域福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	○障害福祉係 障がい者支援相談支援センターにて相談に応じる。	○障害福祉係 障がい者支援相談支援センターにて相談に応じた。地域福祉課 相談件数1件。	○障害福祉係 中核機関の社会福祉協議会と連携できた。	○障害福祉係 継続実施
	高齢者福祉課	60	市民からの成年後見制度についての相談に対応します。	○障がい者相談支援センターでの相談対応 ○地域包括支援センターでの相談対応	地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施。	高齢者においては地域包括支援センターにて1次相談窓口としての役割を担った。	事業の継続的な実施。	地域包括支援センターでの総合相談窓口において相談対応の実施。
	地域福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	○障害福祉係 継続実施。	○障害福祉係 ・成年後見制度に係る市長による審判請求の相談1件。	○障害福祉係 精神障がい者又は知的障がい者の市長申立による後見人の選任は、要件を満たせば実施する。	○障害福祉係 継続実施
	高齢者福祉課	61	成年後見制度の利用促進事業を実施します。	○市長申立ての実施 ○後見人等への報酬助成の実施	市長申立ての適切な実施。 対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。	2024年度市長申立ては1件、報酬助成は8件実施した。	事業の継続的な実施。	市長申立ての適切な実施 対象者への報酬助成を実施することにより、必要な人がもれなく制度を利用することができるよう支援を行う。
②権利擁護等に関する 事業の推進	社協	62	判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。	○福祉サービスの利用援助 ○日常的な金銭管理や書類等の預かり保管	○必要とする方がサービスにつながるよう、引き続き関係機関へ広報 ○契約者については、モニタリングと自立支援	○新規2件契約。 ○契約者については、生活の変化を見逃さずサービスにつなげるなどした。	○関係機関への広報とあわせて、相談があった際には本人に会い、課題を直接確認した。結果として本事業での支援につながらないこともあったが、まずは相談を受け止めるよう努力をした。	○関係機関から相談があった場合は、まず本人に会い課題を直接確認する。 ○契約者については、モニタリングと自立支援。
	地域福祉課	63	社協や福祉サービス提供事業所と連携し、サービス利用者が不利益を被らないように、支援を行います。	○本人、家族への権利擁護に関する知識の普及、支援機関との学習会、情報交換の実施	○障害福祉係 継続実施。	○障害福祉係 障がい者相談支援事業所「みなづき」 相談件数1806件。	○障害福祉係 ・相談に結びついていない障がい者への利用促進が課題。 ・福祉サービス事業所による事業所内での権利擁護に係る勉強会、研修会などの実施状況が不明である。	○障害福祉係 ・継続実施 ・福祉サービス事業所による事業所内での権利擁護に係る勉強会、研修会などの実施状況把握
	こども未来課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○湖西市要保護児童対策地域協議会における情報交換	個別ケース検討会を通じて、関係各機関の役割分担の明確化を図る。	個別ケース検討会を年間32回行った。	アセスメントシートを活用することで課題が明確になり、個別ケース検討会を効果的に開催することができた。	引き続き個別ケース検討会を開催し、関係各機関同士の共通認識と連携を図る。
	地域福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○障害者施設、計画相談事業所による見守り、情報提供、相談対応	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携を強化する。	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携により、通報受付件数2件。	○障害福祉係 通報を受けた事案については、状況把握と事態を深刻化させないために訪問することは必須。	○障害福祉係 サービス事業所、相談支援事業所等との連携を強化する。
	高齢者福祉課	64	警察や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子ども等への虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくり	必要に応じて関係機関と連携していく体制を維持していく。	ケースに応じて関係機関と適切に連携し終結に結び付くよう努めた。	事業の継続的な実施。	必要に応じて関係機関と連携していく体制を維持していく。

基本施策(3)再犯防止の促進(地方再犯防止推進計画)

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①再犯防止に向けた支援と体制構築	地域福祉課	65	再犯防止に関する広報・啓発活動を行います。	○社会を明るくする運動の推進	■福祉総務係 のぼり旗・横断幕の設置、チラシの回覧、啓発活動等を実施する。 広報こさいに特集記事を掲載する。	■福祉総務係 のぼり旗・横断幕の設置、チラシの回覧、啓発活動等を実施。広報こさいに特集記事を掲載。	■福祉総務係 社会を明るくする運動の認知度向上が課題。	■福祉総務係 マスコミの報道による認知度向上を目的に、取材の機会づくりと積極的な情報発信をする。
	地域福祉課	66	保護司や更生保護女性会等のボランティア活動を支援します。	○保護司会、更生保護女性会への財政的支援、更生保護サポートセンターの会場使用減免	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し、健康福祉センター相談室を月2回サポートセンター会場として貸し出す。	■福祉総務係 保護司会と更生保護女性会の負担金を支出し財政的支援を実施。健康福祉センター相談室を月2回、保護司サポートセンター会場として提供(使用料免除)、保護観察対象者との面談場所として公共施設を提供(使用料免除)。	■福祉総務係 保護観察対象者との面談時に、要請に応じて市外国語通訳による通訳を手配。	■福祉総務係 両団体の支援を継続。
	地域福祉課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○生活困窮者自立相談支援の実施	◇保護係 専門職員による相談体制を維持し関係者間で情報共有を行う。	◇保護係 生活困窮者支援調整会議 12回/年 開催 専門職員による相談体制と、関係支援者による支援調整会議により情報共有を図った。	◇保護係 相談員の専門性スキル向上が課題。 関係支援者との情報共有の程度及び頻度を再考し、更なる連携を図る。	◇保護係 現在の相談体制を維持するとともに、専門職員による相談体制を充実させる。 関係者打合せ会による情報共有を図る。
	建築住宅課	67	就労及び住宅等の確保の支援をします。	○住宅セーフティネット制度に基づく、静岡県居住支援協議会を通じた住宅等の確保の支援	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。	必要に応じて窓口等で紹介した。	市営住宅の入居を検討している人や、入居要件を満たさない可能性がある人に紹介した。	セーフティネット住宅情報提供システムについて周知する。

基本施策(4)安心して暮らせる環境の整備

施策	担当課	No	取組内容	主な事業	2024年度取組計画	2024年度事業実績	実績に関する説明・今後の展開・課題等	2025年度取組計画
①防犯活動の推進	危機管理課	68	見守り活動等の地域における防犯活動を支援するとともに、活動内容のPRを行います。	○青色防犯パトロール活動の支援	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを97回実施した。	防犯協会・各自治会等と連携し、継続して青色防犯パトロールを実施する。	防犯協会・各自治会等と連携し、青色防犯パトロールを100回実施する。
	スポーツ・生涯学習課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○青少年補導員によるパトロールの実施	年間90回以上のパトロールを実施。	81回のパトロール活動を実施 (南海トラフ地震注意警報のため9回中止)	パトロール活動のほか、年間6回、各地区代表者が集まり、警察を含めて情報交換を行った。今後も継続する。	年間90回以上のパトロールを実施
	危機管理課	69	関係機関等と連携し、防犯に関する情報提供を積極的に行い、地域の防犯意識を高めます。	○警察・防犯協会等と連携した、キャンペーンや青色防犯パトロール等の実施	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、金融機関等で特殊詐欺被害防止を呼びかける活動を実施した。	警察・防犯協会等と連携し、継続して啓発活動を実施する。	警察・防犯協会等と連携し、特殊詐欺被害防止を目的とした啓発活動や同報無線での広報を実施する。
②防災活動の推進	社協	70	災害ボランティアセンターの運営に協力するコーディネーターの養成を行います。	○災害ボランティアの周知 ○災害ボランティアの養成講座の実施	○災害ボランティアコーディネーターフォローアップ研修会の開催	○災害ボランティアセンター運営研修会の開催 ○令和6年能登半島地震・豪雨災害支援報告会の開催。	災害ボランティアセンターの役割や運営方法について、災害ボランティアコーディネーターや各関係機関へ改めて伝えることが出来た。	○災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
	社協	71	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通じ、ボランティアセンターの円滑な運営を推進します。	○災害ボランティアセンターの運営マニュアルの検証・更新 ○災害関係団体との連携	○立ち上げ訓練の実施	○災害ボランティアセンター運営研修会にて関係団体と立ち上げ訓練を実施	○災害ボランティアコーディネーターと行政、民生委員、青年会議所・ライオンズなど様々な機関と災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施し、センター運営について検証を行った。	○災害ボランティアセンター運営研修会を全4回実施し、災害ボランティアセンターの運営についてコーディネーターと考える。
	社協	72	災害ボランティアグループ等と連携を図り、活動支援や情報交換に努めます。	○災害ボランティア団体等の関係機関と連絡会の開催	○関係者間で連携会議を定期的に開催	○災害ボランティア連携連絡会議を1回開催。	行政、災害ボランティアコーディネーター、青年会議所、ライオンズで各機関の現在の災害に関する情報の共有や、今後の連携方法について話し合いを行った。今後も災害ボランティアセンターの運営について話し合いを進めていく。	○行政、災害ボランティアコーディネーター、青年会議所、ライオンズと災害ボランティア連携連絡会(仮称)を正式な会として立ち上げる。
	地域福祉課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	■福祉総務係 個別避難計画の作成を推進するため、自治会・民生委員と連携し、地域の負担を軽減した新たなモデル事業「ひなんさんぼ」を実施する。	■福祉総務係 岡崎地区・入出地区の自治会・民生委員と連携し、新たなモデル事業「ひなんさんぼ」を実施。	■福祉総務係 個別避難計画作成件数6件。 作成のための会議の回数を削減し、地域の負担を軽減した。	■福祉総務係 ひなんさんぼを他地区に展開し、個別避難計画の作成を推進する。複数地域で同時進行が可能な方法を検討する。
	危機管理課	73	避難行動要支援者名簿の整備及び自治会、自主防災会、民生委員児童委員等との情報共有を行い、災害時・緊急時に迅速な対応が行える体制を整備します。	○個別避難計画の作成の推進	地域福祉課と連携し、個別避難計画作成モデル事業を実施する。	個別避難計画作成モデル事業「ひなんさんぼ」において、地域防災指導員及び市職員による出前講座を実施。	避難行動要支援者の個別避難計画作成を支援し、地域住民を対象に「わたしの避難計画」「マイタイムライン」、日頃の備えに関して周知した。	地域福祉課と連携し、取組みを継続。
	地域福祉課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。防災担当部局と連携し、より効果的な方法を検討する。	■福祉総務係 自主防災会長に対して、福祉避難スペース設置を依頼。	■福祉総務係 福祉避難スペースをより充実させるために、防災部局との調整が必要。	■福祉総務係 自主防災会に福祉避難スペース設置の依頼をする。防災部局と連携し、充実した福祉避難スペースを検討する。

②防災活動の推進	危機管理課	74	指定避難所における福祉避難スペースの設置を推進します。	○各避難所運営マニュアルへの福祉避難スペース設置の記載の推進	未作成1ヶ所、未記載の1ヶ所のマニュアルに福祉避難スペース設置を記載するよう推進する。	15ヶ所のうち14ヶ所で福祉避難スペース及びそれに準ずるものが記載されている。	マニュアル未作成1ヶ所のマニュアルを作成する際、福祉避難スペースについての記載を推進する。	マニュアル未作成1ヶ所のマニュアル作成を支援するとともに、福祉避難スペースについて記載するよう推進する。
	危機管理課	75	ハザードマップ等を活用した防災に関する学習機会を充実させ、地域における防災意識を高めます。	○防災に関する出前講座の実施	防災に関する出前講座を50回実施する。	53回の出前講座を実施した。	引き続き、申請に応じて出前講座を実施していく。	防災に関する出前講座を50回実施する。
③ユニバーサルデザインのまちづくり	文化観光課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	トイレの洋式化工事。	新居関所史料館女子トイレ2基洋式に改修済	史料館内のトイレすべてが洋式化した。	完了。
	資産経営課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	新庁舎建設基本計画にユニバーサルデザイン化の推進を組み込む。	新庁舎建設基本計画にユニバーサルデザイン化の推進を組み込むべく検討したが、計画の策定は2025年度に延期となった。	新庁舎建設基本計画の策定は2025年に延期となったが、ユニバーサルデザイン化の推進は、引き続き計画に組み込む予定である。	新庁舎建設基本計画にユニバーサルデザイン化の推進を組み込む。
	新居支所	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	大規模改修を後の9月から施設のユニバーサルデザイン化に対応している。	大規模改修によって施設のユニバーサルデザイン化に対応した。	トイレの洋式化、各所手すり設置、エントランス進入路の整備、各部屋の引き戸化、車いすでも入れる多目的トイレの増設などを行った。	各種利用団体からの要望を聴取しするとともに不具合箇所を修繕し、より安全かつ快適に利用できるよう努める。
	スポーツ・生涯学習課	76	公共施設のユニバーサルデザイン化を推進し、既存の施設に関しては緊急性の高いものから改修を行います。	○公共施設のユニバーサルデザイン化	予算不採択により見送り。			
	都市政策課 (旧所管:土木課)	77	歩道の段差解消、歩道幅員の確保等、誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めます。	○歩道の整備	(都)鷺津駅谷上線において、延長約100mの歩道整備(両側)を行う予定。	2025年度へ繰越。	路線周辺商業施設との調整のため、R7年度へ繰越し、2025年度中に歩道整備工事了完了予定。	(都)鷺津駅谷上線において、延長約100mの歩道整備(両側)を行う予定。
	秘書広報課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○ユニバーサルデザインフォント・カラーを使用した発行物の作成	ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)。	5月のウェブサイト操作初級者研修において、ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知を行った。	今後もウェブサイト研修においてユニバーサルデザインの使用について周知徹底するとともに、職員全体に対しても周知し、ユニバーサルデザインの使用促進に努める。	ユニバーサルデザイン使用促進に向けた周知徹底(年1回以上)
	市民課	78	あらゆる立場の人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインを意識した情報提供に努めます。	○多言語、やさしい日本語による発行物の作成	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行した。	広報紙について、自治会等への周知をすることができなかった。	月に1回、ポルトガル語、スペイン語、ルビ付日本語による広報紙発行を継続する。広報紙について、自治会等への周知を行う。
④多様性を受け入れられる意識づくり	市民課	79	お互いの文化を理解するための交流機会の創出や地域行事への参画を促進することで、共に地域で生活するという意識を高めます。	○外国人市民と日本人市民との交流機会の創出	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催した。7つの講座やイベントに2,659人参加。	外国人市民と日本人市民の交流機会の創出に貢献できている。	多文化共生・国際交流推進業務を委託イベントや講座を開催することにより、外国人市民と日本人市民との交流の場を創出する。
	市民課	80	LGBTQ+などの性的少数者の生きづらさにつながる偏見や差別を解消し、知識や理解の浸透を図るため、人権尊重や性の多様性に関する取組を推進します。	○男女共同参画推進計画に基づいた性の多様性に関する広報・啓発・学習機会の提供 ○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓手続きにおける他自治体との連携について研究する。市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行う。性の多様性職員研修(初級職員向け)を実施する。	東三河5市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携を開始した。市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行った。性の多様性職員研修(初級職員向け)を実施した。	性の多様性に関する知識や理解の浸透を図るため、情報発信を継続していく。	市ウェブサイト、広報こさい、図書館での展示等による、性の多様性についての情報発信を行う。